

シリーズ

「ある監督官の問はず語り」(第 13 回)
—おかわり 1 回・オブラート教育論—

「六甲展望に、何か連載ものを書いてくれませんかね？」

Y 専務にそんなお誘いをいただいたのは、去年の 1～2 月ごろと記憶している。

ああいいですよー、などと調子のいい返事をしたのが運の尽き、それから毎月、月初めの締切りに向けこのコーナーの原稿を書くのに苦しめられた日が続いた。

畜生、安請け合いなどするのではなかったとかなり後悔したが、泣きながら頑張った甲斐あり、今回で 13 回目を数えることができた。

本当は 12 回目で有終の美を飾るつもりだったのだが（前回のテーマがシリアスなものであったのはそれが理由です）、Y 専務が「アンコール」を要求したのでやむなくもう 1 回分書くことになった。アンコールとは体のいい表現で、その実態は「おかわり」である。筆者の米櫃にはもう 1 粒のネタもないのだが、こうして無い知恵を絞り出し、最後の 1 回を書いている次第だ。さて――。

筆者は労働基準監督官であり、行政官であり、つまり役人だ。なので、いかにも役人的な文章を書くことに小慣れてる。例えば、「安全衛生の確保に係る対策には 3 つの管理手法が存在する。作業環境管理、作業管理、健康管理である。そのうち作業環境管理については……」といったふうに。

だがこうした文章は、得てしてつまらない。そしてつまらない文章は、たとえ正確だとしてもまず読まれない（これをお読みの方々に、行政通達を隅々まで熟読できている方はどれほどいらっしゃるだろう）。読まれないものを苦勞して書くのは癪なので、筆者はあえて、多少ふざけていても面白い文章を書くように心がけた。面白くなかったとすれば、それは筆者の筆力不足が原因、あるいは不愉快に感じられたならば、ひとえに筆者の人徳のなさが原因である。併せて、本当に申し訳のないことであり、この場を借りて謝罪いたします。

ただ、ここから先は言い訳になるが、難解なものを人に理解してもらうときには、やはり何らかの「オブラート」に包まないといけないと考えている。

労務管理、安全衛生管理は、時として難解な内容を多く含む。労働時間制度は多種多様であるし、安全衛生の個々の規則はそれぞれが専門性の高い内容の集合体だ。いわんやその解釈通達に

おいてをや、である。これらを「初心者」に理解して実践してもらうためには、適切な「飲ませ方」を考えなければならない。

「オブラート？ そんなもんいらん！ これがワシらの仕事や！ 多少難しくてもええんや！」という方もあるだろう。他ならぬ筆者も、ワケのワカラナイ通達を喘ぐようにして読むという苦行を経てきた身、後進にも「通達はしっかり読めよ！」と言いたくなるが多々ある。

しかし、これはあくまでも「理解できている側の論理」だ。まだ理解していない側にとっては、分厚い法令集や通達集を前にして「……もう少し簡単な入門書ないですかね？」と考えてしまうのが本音だろう。

そして、合目的に考えるなら、やはり教えるときのオブラートは必要だ。なぜなら、我々の目的は「理解できないものをすべてさせる」のではなく「理解できることを一部でもさせる」点にあるからである。

筆者がまだ新人の監督官だった時代――。

机の上には安衛法便覧が「さあ読め」と言わんばかりにドンと置かれていた。法令のホの字も知らなかった筆者は、その重量感・重厚感に圧倒されると同時に、正直に言って「こんなに読まなきゃいかんのか……」と心の中で呟いていた。

そんな筆者の辟易を察してか、当時の上司だった N さんはこう言った。「心配すんな。法律を読んでから現場に行くんやない、現場に行ってから法律を読めばええんやから」

「……？」意味がわからず首を捻る筆者に、N さんはこう続けた。

「法律にあることは、現場の危険を一般化したもんや。つまり、実際に現場に行つて『危険やないか』と思うことは大体法律にも触れとる。だから、法律を覚えるんやなく、現場の危険に対する感受性を高めるんや。学ぶなら、そっちが先やぞ」

現場では、法令違反を探すのではなく、危険を探す――筆者にとっては、この考え方がしっくりくると同時に、法令を理解するよき「オブラート」になった。

教育は百年の計、という。ロートルがどれだけ足掻こうと、我々の継承者は 4 月に入社した若者以外にはいない。彼らがきちんと安全文化を引き継げるよう、時に優しく時に厳しく、教えていくようではありませんか。